

平成30年度 第4回 四国中央市農業委員会

総 会 議 事 録

四国中央市農業委員会

平成30年度第4回農業委員会総会日程表

日時 平成30年 7月5日(木) 午後1時30分～

場所 JAうま総合経済センター2階 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 石川 有利

議事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の資格の認定について

日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第7 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

日程第8 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員(19名)

1番 大西 嘉一郎	2番 石川 有利
3番 星川 安德	4番 横尾 昇
5番 押条 和司朗	6番 篠原 義尚
7番 鈴木 俊一	8番 武村 美枝子
9番 妻鳥 和美	10番 高橋 博
11番 坂上 宏	12番 尾崎 靖雄
13番 鈴木 博美	14番 高橋 藤信

15番 辻 政春
17番 齋藤 伊勢子
19番 石川 武将

16番 河村 薫
18番 則友 祝幸

出席農地利用最適化推進委員(24名)

1番 脇 純樹	2番 藤田 紘正
3番 薦田 悦男	4番 森川 雅之
5番 高橋 忠明	6番 合田 慎太郎
7番 宇高 勉	8番 鎌倉 静夫
9番 石村 好典	11番 石川 修平
12番 高橋 功	13番 立川 貞美
14番 三好 忠行	15番 河村 一碩
16番 合田 篤夫	17番 鈴木 一郎
18番 真鍋 義孝	19番 加地 照男
20番 渡邊 繁	21番 越智 寧
22番 村上 佳清	23番 近藤 良啓
24番 高橋 祥志	25番 鈴木 敏也

欠席農地利用最適化推進委員(1名)

10番 中泉 敏則

出席した職員

事務局長 曾我部 和司
係長 岡田 昇
係長 石川 考太

次長 大西 唯文
係長 河村 由美子

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会 長 皆さん、こんにちは。大雨警報の出ている中、本日の第4回農業委員会総会に御出席いただきありがとうございます。今週初めには、台風7号の影響で大雨と風で大変だったろうと思います。また、今週は前線が南下しまして今週一杯、大雨警報の予報がされております。農作物の被害やその他影響が出なければいいのですが、心配されます。影響の出ないように注意していただければと思います。

議 長 只今の出席委員数は、19名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第4回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。農地利用最適化推進委員、10番 中泉 敏則委員から欠席届けがありましたので、ご報告いたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、6番 篠原 義尚委員、4番 横尾 昇委員を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

議 長 報告を求めます。石川 考太君。

石川係長 受付番号65番を議案書により報告

議 長 以上で報告を終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の資格の認定についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太君。

石川係長 議案第1号、農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の資格の認定についてご説明いたします。今回、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社」より、事業継承の円滑化、既存鶏舎の維持及び管理のため、農地所有適格法人の資格の認定申請がありました。主たる事務所の所在は「中曽根町〇〇〇〇番地」、設立が「平成4年6月16日」となっています。農業委員会は総会で、農地所有適格法人の要件である、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしているか否かを確認するとともに、農地の受け手としての要件を満たしているか否かを審議し、農地法第3条許可申請の許可・不許可を決定するようになります。なお、農地所有適格法人は、平成21年の農地法改正以前から農業を担うべき者として、農地を借りること、買うことが認められています。それでは、個々の要件につきまして、ご説明いたします。まず、法人形態の要件ですが、農事組合法人、株式会社(公開会社でないものに限る)、合名会社、合資会社、合同会社のいずれかであることが要件となりますが、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社」は株式の譲渡制限に関する規定で、「当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する」ということで、非公開会社となっています。よって、法人形態の要件を満たしております。次に事業の要件ですが、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業(売上高の過半が農業)であることが要件となりますが、採卵鶏の飼育と鶏卵の販売、また、個人農家等に鶏糞の販売を行っており、これからの3カ年の販売計画では、農業と関連事業の合計売上高が5千万円となっています。今後3カ年の法人の売上高の全部を占めています。よって、事業の要件を満たしております。次に構成員(出資者)の要件ですが、誰でも農地所有適格法人の構成員となれます。ただし、その法人の総議決権又は総社員の過半は、農地の権利提供者、その法人の農業の常時従事者(原則として年間150日以上従事)、基幹的な農作業を委託した

個人、地方公共団体、農協、農地中間管理機構等である必要があります。「〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社」は議決権の数の合計が200株で、代表取締役の〇〇〇〇さんが131株、取締役の〇〇〇〇〇さんが69株であり、農業関係者の議決権の割合が100%となっています。よって、構成員の要件を満たしております。最後に役員要件ですが、農地所有適格法人の理事等の過半は法人の農業(関連事業を含む)に常時従事(原則年間150日以上)する構成員であること。その法人の理事等又は法人の農業について権限と責任を有する使用人のうち、1人以上の者が法人の農作業に従事(原則年間60日以上)することになっています。代表取締役の〇〇〇〇さん、取締役の〇〇〇〇〇〇さんの農業への年間従事日数及び、農作業への年間従事日数が直近で350日となっています。よって、役員要件を満たしております。なお、補足となりますが、農地所有適格法人として、現在5社、(有)協製茶場、(有)果山園、(株)石川興産、合同会社赤石の泉、(株)JAファームうまが認可されています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いします。

議 長 質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号 農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の資格の認定に対する意見について、原案のとおり認定することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり認定することに決しました。

議 長 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太君。

石川係長 議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。受付番号41、土居町入野の畑1筆につきましては、経営の安定を図るということで、条件第1号から第7号までについては問題ありません。果樹を栽培されるそうです。受付番号42、土居町津根の畑1筆、受付番号43、土居町津根の畑1筆につきましては、それぞれ交換移転ということで、双方が所有地に近隣しており耕作便利なためということです。受付番号42につきましては条件第1号から第7号については問題ありません。果樹を栽培されるそうです。受付番号43につきましては、条件第1号から第7号までについては問題ありません。野菜、果樹を栽培されるそうです。受付番号44、土居町津根の畑1筆につきましては、経営の安定を図るということで、条件第1号から第7号までについては問題ありません。果樹を栽培されるそうです。受付番号45、土居町天満の田6筆、畑8筆につきましては、後継者へ10年間の使用貸借の再設定です。条件第1号から第7号までについては問題ありません。水稻、果樹を栽培されるそうです。受付番号46、土居町蕪崎の田1筆、受付番号47、土居町蕪崎の田1筆につきましては、それぞれ交換移転ということで、所有地に近隣、隣接しており、耕作便利なためということです。受付番号46につきましては条件第1号から第7号までについては問題ありません。米を作付けされるそうです。受付番号47につきましては、条件第1号から第7号までについては問題ありません。米を作付けされるそうです。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いします。

議 長 受付番号41番 質疑ありませんか。

委 員 すでに苗が植わっております。整地もされていますので問題ありません。

議 長 42番

委員 42番、43番異議ありません。

議長 44番

委員 異議ありません。

議長 45番

齋藤委員 これは経営移譲年金の関係での更新手続きだと思うのですが、水稻、果樹と言われましたけど、長い間見てきておりますが、果樹は放置されてます。何にも作っていません。自宅近くの何筆かはトラクターで耕しているだけです。こういう場合でも許可しないといけないのでしょうか。

局長 事務局も全筆現地確認をしております。伊予ゴルフ近隣の果樹については、下刈りがされていないので、これについては下刈りをするようお願いをしております。あと大谷の山間にある所、何筆かあるのですが、耕起してくださいということを連絡しております。それに期待をして議案に載せさせております。

齋藤委員 本当に家の近くの何筆かだけ、作物を植えているのかと思っていたのですが、トラクターで耕しているだけなのですよ。普通に草生えている、こういう場合でも許可出した方がいいんですか。

局長 厳密に言えば、耕作をしている状況で議案に出すのですが、今回、齋藤委員も現地確認していただいておりますが、事務局も現地確認をした上で、指導をするのを前提に今回は議案として出させていただきました。現実には耕作をして経営移譲の状態ということにしていなくてはいけないと思います。ただ耕作できない、山林化している状態ではないので、耕作してくださいという指導だけで出そうかなと思いました。

齋藤委員 指導と言われても、前も結局10年使用貸借の設定をしたではありませんか。10年してこの状態でまた10年後許可しないといけないと思うと情けなく思います。

局長 経営移譲年金だけですので。

齋藤委員 経営移譲年金の話だと思いますが、一緒に住んでいる息子さんの名前になってますが、現実には主人に言わせるとあの息子は絶対農業をしないとってます。そんな状況でこれを許可していいものか、ずっと考えていたんですが。

局長 農地法第3条なので自動継続になります。届出がなくても、経営自体は一度利用権が設定されているということで、更新しなくても自動的に継続されることになります。法的には、指導を強化するというところでお願いします。

河村係長 この〇〇さんの件については、今の使用貸借の期間は8月2日までになるのですが、その月内までに再設定したら経営移譲年金は止まらないということになりますので、今回保留して再度、8月の総会で審議していただく方法もありますが、どうでしょうか。

齋藤委員 息子さんふたりと一緒に住んでいるので、もうひとりの方がやっていたけるとありがたいが。

齋藤委員 整備した所もそのままで何も作っていないのですが。

河村係長 非農地にすると経営移譲年金の支給が止まりますので、非農地にならないように本人に耕作をお願いするというところでどうでしょうか。

齋藤委員 山の方にある畑は台風で柑橘が全部流されてから、そのままにしているというのは確認している。

河村係長 それであるのなら、自然災害によって農地が崩壊したという届出を年金基金にさせていただいたら経営移譲年金が止まらないので、もしそうなら本人から届出をお願いしたいと思います。

齋藤委員 その分は納得できたが、他は何も作っていないので。

局長 保留するかは別として、今回、本人に耕作するよう強く指導していく前提で許可をお願いできたらと思いますが。

議長 齋藤委員、よろしいですか。

齋藤委員 はい。

議長 指導していただくということで、お願いします。

議長 続きまして46番

委員 46番、47番問題ありません。

議長 ほかに質疑はありませんか。

河村委員 41番確認させてください。経営の安定を図るために有償移転ということですが、この方の経営面積129.4アールの内、干拓に農地が2筆60アールあるのですが、かなり前から使用していない状態で経営安定が図られるのかどうか疑問に思います。許可するのでしたら、干拓の2筆を耕作してからということをお願いしたいと思いますが。

局長 所有地の干拓については確認していないので、台帳上は耕作していることになっています。

河村委員 1筆は確かに耕作しています。30アールの中で隅の方に1アールもないくらい稲を作っています。残りは里芋を作っていますが、あと1筆は完全に作ってなく草が生えています。

局長 提案ですが、事務局でその農地について現地確認し、耕作していただかないと許可できない状態でしたら、その旨を通知させていただきますし、今回保留で確認後、来月の総会までに許可を出す場合もあるということをお願いしたいと思います。内容については来月の総会で報告させていただきます。

議長 ただ今の41番の件については、再度受人所有農地の現地調査をして、来月の総会で報告するというので河村委員よろしいでしょうか。

議長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、41番を除いて原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

齋藤委員 45番はしっかり指導しておいてください。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、41番を除いて原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第5 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇 君。

岡田係長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。受付番号70、川之江町の案件について、受人は現在、申請地の隣地で土木建築業を営んでおりますが、事業拡大に伴って資材等の置場が不足してきたことから、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の資材置場です。受人、〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。なお、すでに整地されていますが、始末書は出ています。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号71、金生町下分の案件について、受人は自己住宅を建設するにあたり、土地を探していたところ、実家の隣地という好条件の申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号72、妻鳥町の案件について、受人は申請地の西側に住宅建設を予定していますが、建設可能な道路に接続していないため、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の宅地進入路です。受人、〇〇〇〇。なお、譲渡人も所有地への通行が必要となることから、持分2分の1の譲渡となります。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号73、妻鳥町の案件について、受人は申請地の近隣で鳶工事業を営んでおり、事業拡大により関連車両の所有が増えたことから、現場へのアクセスが便利な申請地を譲り受けての受人・渡人合致の車両置場建

設です。受人、株式会社〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号74、妻鳥町の案件について、受人は現在住んでいる住宅の老朽化が激しく、また、子供も大きくなり手狭となったことから、住環境の良好な申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号75、上柏町の案件について、受人は現在借家住まいで、子供が増えると手狭となるため、住環境の良い申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号76、三島朝日3丁目の案件について、受人は現在借家住まいで住宅を建設する計画を立てていたところ、売却を検討していた申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号77、中曽根町の案件について、受人は申請地東側に賃貸共同住宅を建設していますが、建設地だけでは駐車場の確保が難しいことから、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の駐車場建設です。受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号78 中曽根町の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでおり、交通の便が良く、住環境が良い申請地を譲り受けての受人・渡人合致の分譲宅地造成です。受人、有限会社〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号79、寒川町の案件について、受人は現在借家住まいで親の製紙会社の紙製品に係る内職を手伝っており、手狭となったため、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の個人住宅及び軽作業場建設です。受人〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号80、土居町土居の案件について、受人は現在借家住まいで子供が大きくなり手狭となったため、住環境の良い親の所有地である申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇〇。なお、申請地内には届出のない農業用倉庫がありますが、始末書は出ております。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号81、土居町藤原4番耕地の案件についてですが、受人が同じなので、受付番号82とまとめて説明します。受人は現在、親と同居していますが、子供も大きくなり手狭となったため、親の土地と隣接地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号83、土居町津根の案件について、受人は借家住まいで予てより住宅の建設を予定していたところ、住環境の良い

申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしく願います。

議 長 受付番号70番

薦田推進委員 違反転用の始末書が出ておりますが。この解消からも止むを得ないと思います。

議 長 71番

委 員 異議ありません。

議 長 72番

委 員 72番、73番、74番異議ありません。

議 長 75番

委 員 異議ありません。

議 長 76番

武村委員 異議はありませんが、よく見てみると排水管のような物があったので始末書がいるのでは。

議 長 もうすでに埋立とかが始まっているのですか。

武村委員 近くの家工事の時にいっしょにしたのではないかと思います。

局 長 申請書の写真を確認したのですが、全体は農地のようです。おそらく、付近の家の建築をした時に水道や排水の工事をしたようです。農業委員の皆さんに申請書の写真を回覧しますので確認をお

願います。

議 長 77番

委 員 77番、78番問題ありません。

議 長 79番

委 員 異議ありません。

議 長 80番

委 員 異議ありません。

議 長 81番

委 員 81番、82番問題ありません。

議 長 83番

委 員 問題ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

妻鳥委員 下水道工事をした時に、農地に下水道がすぐできるように配管を埋設している所が多くあると思うのですが、これはどうなのですか。

局 長 基本的にだめです。転用申請があった場合に始末書で処理しないとイケないと思います。違反転用には間違いありません。

妻鳥委員 たくさんできていますが。

局 長 多くあると思います。全てを取り締まることはできないので。農業振興地域の農用地で水道管を先に埋設させておいて転用できないのかと問われてできないとお断りした例もありました。ファイリングで自分が将来便利なのでしているだけなので、網のかけようがありません。転用申請が出てきた時にそれなりの処理をするということになります。

議 長 ほかに何か質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第6 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。
(石川係長、受付番号102番～110番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、受付番号111番から112番については再設定であります。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 それでは受付番号102番、質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 103番

委 員 103番、104番異議ありません。

議 長 105番

高橋 博委員 105番、106番、107番については耕作放棄地になりかけていた農地で耕作条件の非常に悪い中で借りていただいて、借り手の方は産直を中心に里芋、水稻を作っており異議ありません。

議 長 108番

委員 108番、109番については以前から借りていた案件で今回正式に届出がありましたので異議ありません。

議長 110番

委員 異議ありません。

議長 受付番号111番、112番の再設定について、質疑はありませんか。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 日程第7、諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 唯文君
(大西次長、受付番号9番～12番を議案書により説明)

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいりません。

議長 受付番号9番、質疑はありませんか。

薦田推進委員 9番、11番、12番については現状は一体となっており、関係者、水利組合、自治会長の同意もありますので問題ありません。10番については道なのですが、この道は申請人以外通れる

ような道ではないです。申請人の他の土地にある道なのですが、自治会長、隣接土地所有者の同意がありますし、問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止については、廃止しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第8、諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇 君

岡田係長 諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてをご説明いたします。受付番号5、個別除外の案件です。申請者、株式会社〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇は金生町山田井で運送業を営んでおります。従前より取引先の業績好調に伴い、トラックの需要が顕著で事務所内への車両の出入りが激しくなり、入出庫待ちの車両が待機場に収まらず、接道する県道に複数台並び待機するなど、近隣において渋滞等による交通障害の影響が出ています。また、市場のトラック需要に応えるため超大型車両の増車により、車両置場、待機場、回転場等の確保に苦慮しているため、新たに土地を構え、不足する事業用地を確保し周辺の交通障害の解消を図るため、複数検討しましたが、申請地以外に条件を満たし、既存の事業用地と一体利用が可能な土地が無いとため、止むを得ず農用地区域から除外するものです。以上で説明を終わります。

局 長 補足なのですが、既に国土調査で地目が雑種地になっています。現地見ていただいている委員さんもお存じかと思いますが、現地は

既に駐車場となっています。違反転用なので5条転用の申請が出てくれば、始末書を提出していただく案件になると思います。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 受付番号5番、質疑はありませんか。

星川委員 かなり前から駐車場になっていたと思います。農振除外がなかなか認められないと聞いているのですが、どうなのですか。

局長 農業振興地域の個別除外というのは、5条転用よりも厳格に利用の要件を固めないといけないのと、ここは以前から農振農用地の青地になっていた所で回りが事業用地になっていき、ここだけ農地で残っていたものと思われます。まわりが事業用地になっていた時に違反転用したものと思われ、こういう場合は追認するしかないのですが、現状から見て青地が1つ残っている方が実態としておかしいということで、認めていただける状態になっているものと思います。他の区域については、青地が解消されても第2種農地になるのか、第1種農地になるのかによって、解消されても転用ができない地域も出てきますので、周りと一体で農業振興に関する目的がある農地については、基本的に、申請しても除外してくれないというのがあると思います。都市計画課が行う用途地域の見直しと連動しており、今後、農業振興をしていく地域、市街化をしていく地域と区分けされた時点でまた見直しになる可能性もあります。通常5年ごとの見直しとなっています。

星川委員 この土地は国土調査によって雑種地になったと聞きましたが、それ以前は。

局長 農地のままでした。かなり前の国土調査でしたので。今現在、国土調査による成果については、農業委員会に国土調査課より成果を出す前に農地との入れ替わりがある場合は、すべて現地確認に行っております。一番良くないのは国土調査の時に、雑種地にすると転用申請がいらなくなりますので、農地法自体がないものと同じになるので、厳しく農業委員会で見っております。その当時は国土調査課の事務と農業委員会の事務が連動していなかったものと思われます。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見については、変更しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第2号は、変更しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

議 長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、第4回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間(14:30)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 石川有利

委 員 篠原義尚

委 員 横尾昇